



# 鳥取県公報

平成18年6月9日(金)  
号外第99号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県立高等学校の通学区域の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則（16）（高等学校課）…………… 1

## 教育委員会規則

鳥取県立高等学校の通学区域の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成18年6月9日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第16号

鳥取県立高等学校の通学区域の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(高等学校の通学区域) 第4条 高等学校の通学区域は、 <u>県全域とする</u> 。	(高等学校の通学区域) 第4条 高等学校の通学区域は、 <u>別に教育委員会規則で定める</u> 。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学) 第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>(編入学) 第16条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第14条第2項から第4項までの規定は、編入学について準用する。</p> <p>(転入学) 第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第14条第2項から第4項までの規定は、転入学について準用する。</p> <p>(再入学) 第18条 略</p> <p>2 第14条第2項から第4項まで及び第16条第3項の規定は、再入学について準用する。</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者（当該生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人）をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が<u>鳥取県の区域内（以下「県内」という。）</u>に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、<u>県内</u>に居住している成年者でなければならない。</p> <p>様式第4号（第19条関係）</p>	<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学) 第13条 略</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、全日制又は定時制の課程の第1学年への入学の志願については、鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号）に規定するところによる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(編入学) 第16条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>第13条第2項及び</u>第14条第2項から第4項までの規定は、編入学について準用する。</p> <p>(転入学) 第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第13条第2項及び</u>第14条第2項から第4項までの規定は、転入学について準用する。</p> <p>(再入学) 第18条 略</p> <p>2 <u>第13条第2項、</u>第14条第2項から第4項まで及び第16条第3項の規定は、再入学について準用する。</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者（当該生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人）をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が<u>鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則第2条に定める通学区域（以下「通学区域」という。）</u>内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、<u>通学区域内</u>に居住している成年者でなければならない。</p> <p>様式第4号（第19条関係）</p>

<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 1 保証人は、<u>保護者が県内に</u>居住していない場合のみ記入する。</p> <p>2 保証人は、<u>県内に</u>居住する成年者とする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 1 保証人は、<u>保護者が通学区域内に</u>居住していない場合のみ記入する。</p> <p>2 保証人は、<u>通学区域内に</u>居住する成年者とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

(鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則(平成元年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(入学)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2</u> 前項に規定するもののほか、単位制による課程のうち通信制の課程への入学の志願については、通信教育規則に規定するところによる。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(編入学)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第4条第2項及び前条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への編入学について準用する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(入学)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2</u> <u>前項に規定するもののほか、単位制による課程のうち全日制及び定時制の課程への入学の志願については、鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則(昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号)に規定するところによる。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項に規定するもののほか、単位制による課程のうち通信制の課程への入学の志願については、通信教育規則に規定するところによる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(編入学)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第4条第2項及び<u>第3項並びに</u>前条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への編入学について準用する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p>

3 第4条第2項及び第5条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への転入学について準用する。

(再入学)

第8条 略

2 第4条第2項、第5条第2項から第4項まで及び第6条第3項の規定は、単位制による課程への再入学について準用する。

3 第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項から第4項までの規定は、単位制による課程への転入学について準用する。

(再入学)

第8条 略

2 第4条第2項及び第3項、第5条第2項から第4項まで並びに第6条第3項の規定は、単位制による課程への再入学について準用する。

(鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の廃止)

第4条 鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立高等学校学則第13条及び第16条から第18条までの規定並びに改正後の鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則第4条及び第6条から第8条までの規定による入学、編入学、転入学及び再入学並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。